

4 2 6 住所の変更

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱 参照

印鑑票の書換え

- 住所を変更した旨の申出を受けたときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出し、印鑑票の住所欄を申出の住所に書換える。

⇒ 4 1 7 ②参照・印鑑票の書換え

* 住所を変更した旨の書面が提出されたときは、これに店名・受付日付を表示したうえ、自店に保管（保管期間1年）する。

引揚者特別交付金国庫債券 慰 労 金 国 庫 債 券 の 時 刻 特別葬祭給付金国庫債券
--

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間10年）の適用があるので、特殊事例610を参照のうえ取扱うこと。

- 各種の請求・届出に際し、その請求書・届書に記載されている住所が印鑑票の住所と相違していることが判明したときは、上記と同様に取扱う。
- 新印による改印の届出に際し提出された本人確認書類の住所が印鑑票の住所と相違するときは、住民票（写）など住所の関連を確認できる書類を提出させる。
 - 住民票（写）などの書類は、改印届に添付して保管（保管期間10年）する。

⇒ 4 2 5 参照・改印の届出

* 住民票（写）については、個人番号が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合は、個人番号部分をマスキングすれば受け取ることは可能。